

金融所得総合課税制度

「金融所得総合課税制度」というのは、夫婦の年間合算金融所得(利子+配当)が、4,000 万ウォンを超過する場合、4,000 万ウォンを超過する金融所得を、勤労、事業、不動産賃貸所得など他の総合所得と合算して総合所得税率に課税するものである。

金融所得総合課税が施行される前には、金融所得がいくら多くても、金融機関で源泉徴収することで、分離課税になっていたが、金融所得総合課税が施行される 2001 年以後からは、年間金融所得が 4,000 万ウォンを超過する人は、金融所得総合課税制度の適用を受けることになった。

したがって、2001 年 1 月 1 日以前に加入した預金で発生した利子を、2001 年 1 月 1 日以後に支給する場合には、日付計算して 2000 年 12 月 31 日以前の帰属利子所得と、2001 年 1 月 1 日以後の帰属利子所得をそれぞれ求め、この中で 2001 年 1 月 1 日以後帰属利子所得だけが総合課税されるのである。

この制度は、金融実名制実施による後続措置として、1996 年から実施されたが、施行 2 年目に全面留保されてから、2001 年からまた復活して施行することになった制度である。

* 総合課税所得税率

課税標準	税率	控除金額
1,000 万ウォン未満	9%	
1,000～4,000 万ウォン未満	18%	90 万ウォン
4,000～8,000 万ウォン未満	27%	450 万ウォン
8,000 万ウォン超過	36%	1,170 万ウォン

— 基本控除：1 人当たり 100 万ウォン

— 追加控除：障害者、老年など事由別で年間 50 万ウォン

金融所得の範囲

金融所得は、利子所得と配当所得で分けられて、すべての金融所得が総合課税対象に含まれるのではない。

* 利子所得

利子所得	源泉徴収税率	総合課税可否
金融圏利子 社債利子 その他利子	15%(住民税 1.5%別途)	4千万ウォン超過時 総合課税
社債 (非営業的代金の利子)	25%(住民税 2.5%別途)	総合課税
外国で受ける利子	現地税率	総合課税
長期債券利子 長期貯蓄と同時に (分離課税を選択した場合)	30%(住民税 3%別途)—10年 25%(住民税 2.5%別途)—5年	分離課税
非課税	非課税	

* 配当所得

配当所得	源泉徴収税率	総合課税可否
金融圏の配当 小額上場法人の配当	15%	4千万ウォン超過時 総合課税
大株主上場法人の配当 非上場法人の配当		総合課税
外国で受ける配当	現地税率	